

第36回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和3年8月20日
 告示番号 第8号
 会議年月日 令和3年8月25日
 会議の場所 一関市役所川崎支所 多目的室
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸
 局長補佐 藤 原 弘 子
 局長補佐 佐 藤 正 浩
 主 事 千 葉 星 夏

本日の案件 第36回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時30分

議 長	<p>本日の出席委員は20名であります。 定足数に達しておりますので、第36回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、5番 鈴木 勝 委員、6番 佐藤 徹 委員、8番 松岡 千賀子 委員、23番 三浦 善昭 委員より欠席する旨の届け出がありました。</p>
議 長	<p>行事報告につきましては、お手元に配布してあります総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に3番 皆川 清喜 委員、4番 千葉 綾雄 委員を指名いたします。 書記には、藤原補佐、千葉主事を指名いたします。</p>
議 長	<p>審議に入ります。 「報告第83号 専決処分の報告について」を上程いたします。 局長より説明いたさせます。</p>
局 長	<p>報告第83号、専決処分の報告についてご説明いたします。</p>

農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和3年8月18日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から第18号までの18件、18名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書その届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第83号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

10番
佐藤 和威治 委員
局 長 補 佐

10番の、持分放棄による取得は、一旦相続をして、その後持ち分を放棄したということでしょうか。

一旦相続人全員による相続が行われ、その後、相続人の中で持ち分放棄がされたため、放棄しなかった1人に全ての持ち分が移ったということです。

10番
佐藤 和威治 委員
局 長 補 佐

その場合、一旦相続をしているので、贈与したということになるのではないのでしょうか。

税法上は贈与扱いになり贈与税の対象となるようですが、農地法では持分放棄の場合には、相続と同じ取り扱いになります。

議 長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

以上で報告第83号の質疑を終わります。

次に、「報告第84号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

報告第84号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご

説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であります。記載の第1号から第10号までの10件、10筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に、届出の内容について通知しております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土が5件、農業用施設の整備が5件となっております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第84号」の説明を終わります。

ご質問を受け付けます。

ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第84号の質疑を終わります。

次に、「議案第263号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

議案第263号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請3件でございます。

第1号については、空き家バンクに登録された建物及び農地のほか宅地、山林を取得するもので、売買金額は記載のとおりです。

農地取得の要件である下限面積は、空き家に付属した農地ということで1a、100㎡ですので、下限面積を満たしております。

譲受人は現在農家ではありませんが、農作業歴は15年あり、9月に移住する予定で、ブルーベリー、ミニトマト等の作付け・管理計画を記載した営農計画書を提出しております。

第2号については、空き家バンクに登録された建物及び農地のほか宅地を取得するもので、売買金額は記載のとおりです。

農地取得の要件である下限面積は1a、100㎡ですので、下限

面積を満たしています。

譲受人は年内に移住する予定ということです。

トマト、キュウリ等の作付け・管理計画を記載した営農計画書を提出しております。

第3号については、空き家バンクに登録された建物及び農地のほか宅地、雑種地、原野、山林を取得するもので、売買金額は記載のとおりです。

譲受人はフランス国籍を有しておりますが、在留資格として日本の永住許可を得ており、土地の取得が可能です。

年内は家のリフォームをして、来年移住する予定です。

ジャガイモ、トウモロコシ等の作付け・管理計画を記載した営農計画書を提出しております。

次に、花泉地域に係る申請1件でございます。

第4号については、これまで譲受人が借受けして耕作していた農地を、今後の経営安定のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

次に、大東地域に係る申請1件でございます。

第5号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

次に、千厩地域に係る申請1件でございます。

第6号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため、売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

次に、室根地域に係る申請2件でございます。

第7号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおりです。

第8号については、譲渡人と譲受人は、兄弟の関係であり、農業後継者である譲受人が贈与により取得しようとするものです。

最後に、藤沢地域に係る申請1件でございます。

第9号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

以上9件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

議長

以上で説明を終わります。

以上で「議案第263号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

20番

齋藤 憲子 委員

最初に、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の、農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和3年8月12日、午前9時30分より、現地調査員 農業委員、佐藤委員、私 齋藤、農地利用最適化推進委員 木村委員、菅原委員、事務局職員 千葉主査、千葉主事。

報告内容、第1号から第3号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議長

ありがとうございました。

7番

佐藤 均 委員

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第3条、花泉地域、現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和3年8月12日、午前9時より、現地調査員 農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 千葉委員、佐藤委員、支所職員 後藤産業建設課主任、千葉産業建設課主査。

報告内容、第4号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題はないと思われま

す。

議長

ありがとうございました。

21番

畠山 潔 委員

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

大東地域の、農地法第3条の現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和3年8月12日、午後1時30分より、現地調査員 農業委員 私 畠山、農地利用最適化推進委員 武田委員、小野寺委員、支所職員 小野寺産業建設課主事。

報告内容、第5号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議 長

12番
佐藤 繁 委員

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和3年8月12日、午前9時30分より、現地調査員 農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 遠藤委員、渡邊委員、支所職員 金野産業建設課主事。

報告内容、第6号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。

以上、報告いたします。

議 長

17番
藤原 美喜男 委員

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

室根地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、令和3年8月12日、午前9時より、調査員は農業委員 千葉委員、私 藤原、農地利用最適化推進委員は熊谷委員、岩淵委員、菅原委員、支所職員 土屋産業建設課主任主事、小原主任技師。

第7号から第8号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。

以上でございます。

議 長

10番
佐藤 和威治 委員

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

藤沢地域の農地法第3条現地調査報告を行います。

現地調査日、令和3年8月12日、午前9時30分より、現地調査員は農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 畠山委員、菅原委員、支所職員 佐藤産業建設課主事。

報告内容、第9号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないものと思われます。

以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第263号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可とする方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	満場です。
		よって、「議案第263号」を可と決します。
議	長	次に、「議案第264号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		議案第264号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。
		次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。
		最初に、一関地域に係る申請8件です。
		第1号は、借受人が公共工事に伴う発生土処理場として利用するため一時転用申請するものです。
		農用地区域内の農地ですが、例外規定により3年以内の一時転用が可とされております。
		第2号は、譲受人が宅地分譲6区画を整備するため転用申請するものです。
		農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。
		第3号は、譲受人が宅地分譲8区画を整備するため転用申請するものです。
		農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。
		第4号は、譲受人がバスケットコートを整備するため転用申請するものです。
		農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。
		第5号は、譲受人が宅地分譲2区画を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

第6号は、譲受人が駐車場及び侵入路を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

第7号は、借受人がドッグラン事業を営営するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

第8号は、借受人が公共工事に伴う発生土処理場として利用するため一時転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、大東地域に係る申請1件です。

第9号は、借受人が公共工事に伴う現場事務所及び資機材置場等として利用するため一時転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、例外規定により3年以内の一時転用が可とされております。

以上、9件につきましては、農地転用はやむを得ないものと判断されます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第264号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

20番
齋藤 憲子 委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

調査日、調査員につきましては3条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請人が自社で請け負う公共下水道工事等に伴う発生土の処理場として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま。

第2号、申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われ

ます。

第3号、申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われ

ます。第4号、申請人がバスケットコートを整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われ

ます。第5号、申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われ

ます。第6号、申請人が駐車場及び進入路を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われ

ます。第7号、申請人がドッグラン及び来場者用駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われ

ます。第8号、申請人が自社で請け負う公共工事等に伴う発生土の処理場として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われ

ます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

21番

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

畠山 潔 委員

農地法第5条、大東地域の現地調査報告をいたします。

現地調査日、調査員については3条と同じでございますので割

愛させていただきます。報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第9号、申請人が公共工事に伴う機材等置場、現場事務所等として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われ

ます。なお、本工事は、岩手県発注の「一般国道343ほか板倉地区ほか道路舗装補修工事」です。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

11番
石川 誠司 委員

以上で現地調査の結果報告を終わります。
審議願います。

第4号のバスケットコート整備計画ですが、土地利用状況図を見ますと周辺がすべて農地になっています。

コートにはトイレや夜間照明はないのでしょうか。夜間照明を設置することによって、夏場など、虫が寄ってくることで、作物への被害が心配されますが、近隣農地の所有者の方に対して説明等はあったのかお聞きします。

局長 補佐

排水の関係ですが、トイレ等の設備は設置しないようですので、駐車場と同様の雨水排水のみとなるようです。

夜間照明の設置については聞いておりませんので、確認のうえ、お答えいたします。

議長

少々時間をいただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

(午後2時04分 休憩)

(午後2時08分 再開)

議長

再開いたします。

ただ今の質問について、局長補佐より回答いたさせます。

局長 補佐

夜間照明はなく、利用は中学生が主な対象で、日中のみの使用を前提としているそうです。

議長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議長

なければ、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第264号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

満場です。

よって、「議案第264号」を許可相当と決します。

議長

「議案第265号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長 補佐

議案第265号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借権設定が2件、所有権移転が2件、

農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が1件です。

初めに貸借権設定ですが、第1号は、一関地域に係る申請です。

第2号は、花泉地域に係る申請です。

次に、所有権移転ですが、第1号は、花泉地域に係る申請です。

第2号は、大東地域に係る申請です。

次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。

第1号は、室根地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。

また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で「議案第265号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第265号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長 満場です。

よって、「議案第265号」を可と決します。

議 長 次に、「議案第266号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐 議案第266号 農用地利用配分計画案に係る意見の決定について、内容をご説明いたします。

一関市長より、農用地利用配分計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借の移転が1件です。

第1号は、一関地域に係る申請です。

申請の内容については記載のとおりです。

また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。

す。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第266号」の説明を終わります。
審議願います。
(なしの声あり)

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことです。審議を打ち切り採決いたします。
「議案第266号 農用地利用配分計画案に係る意見の決定について」を可と決する方は挙手願います。
(挙手満場)

満場です。
よって、「議案第266号」を可と決します。

次に、「議案第267号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。
局長補佐より説明いたさせます。
議案第267号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。
次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。
本議案に係る申請は3件で、花泉地域2件、千厩地域1件です。
いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。
以上で、説明を終わります。

以上で「議案第267号」の説明を終わります。
ただいまの説明に関連し、それぞれの担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。
まず、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。
花泉地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。
現地調査日は、第3条と同じ、現地調査員につきましては、支所職員 千葉産業建設課主査が所用により抜けた以外は同じです。
報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

議 長
12番
佐藤 繁 委員

第1号、昭和52年頃から駐車場として利用していたものであり、既に農地性は失われております。

第2号、平成4年頃から資材置場及び作業場として利用していたものであり、既に農地性は失われております。

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

千厩地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員につきましては第3条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、次のとおり報告いたします。

第3号、昭和61年7月に私道を舗装する際、道路用地を拡幅し、私道として利用していたものであり、既に農地性は失われております。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長
議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第267号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第267号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第268号 農地利用最適化推進委員の決定について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

議案第268号 農地利用最適化推進委員の決定について、議案の内容をご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第17条及び一関市農業委員会の委員等の定数に関する条例第3条の規定に基づき、一関市農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員を別添名簿のとおり決定する

ことについて、議決を求めるものでございます。

農地利用最適化推進委員の候補者については、別添名簿のとおり、各地域定数どおり合計36人です。

令和3年5月6日から5月31日まで推進委員の募集を行い、応募者が定数に満たなかった大東地域については、6月14日まで募集の延長を行いました。

最終的に、花泉地域と大東地域で定数を1名上回る応募があり、他の地域は定数ちょうどの応募でしたが、後日大東地域から応募辞退者が1名ありました。

選考に当たっては、農業委員の中から8人の選考委員を選任し、7月26日と8月6日に2回の選考委員会を開催して候補者の選考を行いました。

選考委員会において候補者となりましたのが、別添名簿に記載の36人となります。

委嘱期間は、令和3年9月20日から令和6年9月19日までの3年間です。

参考資料には、さらに住所、生年月日、主な経歴等を記載しております。

36人中、再任は22人、新任は14人となります。

また、個人・団体から推薦を受けた者は29人、本人が応募した者は7人です。

農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとされていることから総会での議決を求めるものです。

よろしくご審議の上決定いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第268号」の説明を終わります。

人事案件でございますので、特に審議する性質のものではないと思っておりますので、採決いたしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、採決いたします。

「議案第268号 農地利用最適化推進委員の決定について」を可と決する方は挙手願います。

議 長
議 長

(挙手満場)
満場です。
よって、「議案第268号」を可と決めます。
以上で議案審議が終了いたしました。
第36回一関市農業委員会総会を閉会いたします。
(午後2時24分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員